

受益者負担金条例の制定について

1 受益者負担金・分担金制度

公共下水道を整備することによって浄化槽の設置・メンテナンスが不要になることや衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部をご負担いただくものです。

土地の利用価値の上昇に着目しているため、土地の面積割合に応じて負担していただくものとなります。

2 受益者負担金制度と受益者分担金制度

	受益者負担金制度	受益者分担金制度
対象区域	市街化区域内	市街化調整区域
根拠法令 1	都市計画法 75 条 1 項	地方自治法 224 条
根拠法令 2	厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	
対象者	土地の所有者	土地の所有者
額の算定	単価×土地面積	単価×土地面積

都市計画法 75 条 1 項

「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」

地方自治法 224 条

「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。」

3 スケジュール

2021	年度	市街化調整区域への下水道整備開始
2020	年度	対象地域への説明会（受益者分担金の額等の提示）
2019	年度	パブリックコメント、条例作成、9月または12月議会へ上程
2018（平成30）	年度	条例内容の検討、市民参加手続き準備（審議会含む）